

2018年1月吉日

各関係機関のみなさまへ

「まちなか ちよっとお出かけ車いす」事業へのご協力のお願い
(車いすのご寄付についてのお願い)

謹啓 時下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。日ごろは、福祉の向上に格別のご理解・ご尽力をたまわり、心より感謝申し上げます。

滋賀ユニバーサルツーリズムセンターでは、滋賀を拠点とした障がい者・高齢者などが旅行やレジャーに出かける際の情報提供や気軽に何でも相談できる窓口の設置をめざして、様々な取り組みをすすめております。

このたび、その一環といたしまして、別紙のとおり「まちなか ちよっとお出かけ車いす」事業を実施したいと考えております。

つきましては、当事業について多くのみなさまに、ご理解・ご協力いただきたく、お願い申し上げます。大変恐縮ではございますが、事業に使用する新しい車いすのご寄付をお願いいたしたく、存じます。

重ね重ねではありますが、趣旨をご理解いただき、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 白

まずは、メールまたは、FAXにて、ご連絡いただければ幸いです。

お問い合わせ先

NPO法人アイ・コラボレーション

滋賀県草津市草津2丁目5-16

Mail: ut_shiga@i-collabo.com

FAX: 077-569-4791

担当：片山

「まちなか」を車いすで気軽にお出かけ

ちょっとお出かけ車いす

ミニマム



「ちょっとお出かけ車いす」は、大津市や草津市に住む方々や、旅行などに訪れた方が、観光や買い物といった様々な場面で、市街地などを気軽に移動しやすくするための事業です。



立木神社



草津宿本陣



建部大社



瀬田の唐橋

《実施内容》

- ・ 設置場所：☆アイ・コラボレーション
☆ブラフアート
☆office-cosiki
- ・ 利用方法：当日、来所にてお申込み下さい。
事前予約は、できません。
- ・ 利用料金：無料
- ・ 利用可能時間：平日 9:00～16:00
- ・ 利用できる範囲：大津市南部・草津市内とします。
公共交通機関は利用可能。

《利用方法》

- ①利用申込・利用規約の同意
利用者様に身分を証明するものを提示いただき、利用規約の内容に同意していただいたうえ、申込書にご記入いただきます。
※利用者様の個人情報は当該事業の管理・運営でのみ使用いたします。
- ②利用者様に点検していただいたのち、利用開始
草津での観光や散策にご活用いただきます。
- ③車いす返却
レンタル拠点に車いすをご返却いただき、車いすの状態確認後、終了です。

◎お問い合わせ先

特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション
〒525-0034
滋賀県草津市草津二丁目5番16号
TEL:077-569-4777
FAX:077-569-4791
mail: ut_shiga@i-collabo.com

◎連携機関

特定非営利活動法人BRAH=art.(ブラフアート)
〒520-2153
滋賀県大津市一里山二丁目14-12-1-B
TEL/FAX:077-575-9952
mail: brah.art.2013@brahart.com

「まちなか ちょっとお出かけ車いす」ミニマム 実施計画（案）

《目的》

通常、訪れた施設内であれば、設置されている車いすを借り利用することができますが、施設外に持ち出し、複数の施設間や、市街地などでの移動のために、気軽に利用できる車いすがありません。

現在、神戸や伊勢志摩等では、観光の場面での車いすレンタル事業を取り組まれており、多くの移動困難者の助けとなっています。

今回、草津市内および大津市瀬田地域でも、観光や買い物といった様々な場面で、移動を助ける仕組みづくりを目的として、「まちなか ちょっとお出かけ車いす」事業を実施していきたいと思います。

◎こんなときに便利です。

- ・短い距離は歩けるのだが、観光や買い物などで、長時間、歩くことが難しいとき
- ・普段使用している車いすの調子が急に悪くなった（パンクした等）とき
- ・短時間の利用のとき
- ・各観光施設や宿泊施設にある車いすが外へ持ち出せないとき

◎設置場所

- ☆アイ・コラボレーション（滋賀県草津市草津 2 丁目 5-16 《本陣商店街》）
- ☆ブラフアート（滋賀県大津市一里山二丁目 14-12-1-B）
- ☆office-cosiki（大津市瀬田二丁目 1-4）

◎稼働日：平日

◎稼働時間：9:00～16:00

《利用規約と申込書について》 利用規約と申込書を作成します。

《利用申込》 申込者が当日、直接申し込み。事前予約は、原則不可。

《利用料金》 無料

《利用できる範囲》 利用できる範囲は、草津市内他連携団体がサポートできる範囲。公共交通機関の利用可。

《利用の流れ》

① 利用申込・利用規約の同意

利用者様に、身分を証明するものを提示いただき、利用規約の内容に同意していただくうえ、利用申込書に記入してもらいます。

② 利用者様に点検していただいたのち、利用開始

草津での観光や散策に活用してもらいます。

③ 車いす返却

レンタル拠点に車いすを返却→車いす状態確認→終了

《今後の展開》

駅や観光地など、段階的に、設置場所を増やしていきます。その際、借りた場所に返さなくても、移動先付近の設置場所への返却を可能にします。

《お問い合わせ》

☆特定非営利活動法人アイ・コラボレーション

〒525-00034 滋賀県草津市草津2丁目5-16

TEL:077-569-4777 FAX:077-569-4791

《連携機関》

☆特定非営利活動法人 BRAH=art.(ブラフアート)

〒520-2153 滋賀県大津市一里山二丁目14-12-1-B

TEL/FAX:077-575-9952